

令和 2 年度

直方市文化芸術奨学補助金 募集要項

直方市文化奨学芸術補助金とは・・・

この奨学補助金は、文化芸術の道に進もうとする郷土の若者の夢を応援
したいと直方市出身の世界的な写真家「**鋤田正義**」さんの寄付により設置
された返還不要の奨学金です。

令和 2 年 10 月 直方市

1 応募資格

次の（1）から（4）のすべてに該当する人が対象です。

（1）直方市に住所を有すること

※保護者は直方市在住だが、本人は進学等のためにすでに住所を市外に移した場合など特別な事情があるときはご相談ください。

（2）直方市、宮若市、鞍手町又は小竹町にある高等学校等の中等教育機関に在籍し、今年度末に卒業する見込みの人で、学校長の推薦を受けた人

※ただし、各学校からの交付決定者は1名に限られます。

（3）音楽、美術、書道、写真等の文化芸術分野の専門課程を学ぶための高等教育

機関（大学、短期大学、高等専門学校）、専門学校の入学試験に合格し、

その就学に明確な目的意識と高い意欲・高い志があると認められる人

<該当専門課程、非該当専門課程の例示>

《該当例示》

音楽的分野	楽器演奏、指揮
	作曲
	声楽、オペラ、ミュージカル
	ボーカル
	舞踊
	音響
美術的分野	絵画
	彫刻
	写真
	コンピュータグラフィック
	映画制作関係
	アニメーション制作関係、声優
	漫画
	デザイン
	舞台芸術
伝統的分野	演劇、俳優
	書道
	茶道

等

《非該当例示》

・美容師、理容師、ネイル、メイク等の美容関係の専門課程（職業的要素が強いため）

・モデル、アナウンサー、リポーター、お笑い芸人の養成コース

等

(4) 同一の就学について、直方市の他の制度による補助を受けていないこと

2 交付の決定

【交付決定者】原則、各高校等から1人

【決定基準】各学校から推薦を受けた人の中で、下記の所得要件を満たしている上で、評定平均値が1位の人。ただし、同じ学校からの推薦で評定平均値が同点で1位が複数いる場合や全校の決定予定者の評定平均値状況から判断して1校での交付決定者が複数人になる場合もあります。

【所得要件】世帯の所得が直方市における最低生活費の2.0倍以下の世帯

<モデルケース>

夫婦2人（ともに45歳）と高校生の子ども2人（16歳、18歳）世帯の場合の目安

	奨学金所得（収入）基準
給与収入のみの世帯	7,421,490円
給与所得以外の世帯	5,497,400円

（世帯の人数、状況等で基準額が変わります。福岡県高等学校奨学金補助金（在学募集）に近い基準額となっています。）

3 対象となる経費

- (1) 入学金又は性質が同一のもの
- (2) 授業料又は性質が同一のもの

4 支給額

100,000 円を上限 ※返還の必要はありません。

5 申請期間

令和2年12月1日～令和3年3月25日

6 申請書類

奨学補助金の申請にあたり、以下の書類を提出してください。各種様式については、各高校等及び直方市企画経営課窓口にも設置しているほか、本市ホームページ（QRコード参照）からもダウンロードして取得できます。



- (1) 直方市文化芸術奨学補助金交付申請書（表）
- (2) 直方市文化芸術奨学補助金交付申請書（裏）
- (3) 直方市文化芸術奨学補助金 推薦書 ※学校による記載が必要です。
- (4) 誓約書

7 添付書類

- (1) **応募資格(3)**にある高等教育機関又は専門学校等の合格通知等の入学の許可を証明する書類の写し
- (2) 就学しようとする高等教育機関又は専門学校等の専門課程の履修内容がわかる書類

<住民票・所得証明書の添付不要について>

現在、直方市在住の方は、交付申請書中にある同意内容において承諾を得た上で、住民基本台帳の閲覧を行いますので住民票の添付は不要です。同様に、令和 2 年 1 月 1 日現在直方市在住の方については、課税台帳の閲覧も行いますので、所得証明書の添付も不要です。

※令和 2 年 1 月 2 日以降に直方市に転入された場合は、転入前の自治体で交付される令和元年中の所得状況を示す所得証明書を提出してください。

8 申請書類の提出先

在学中の高校等

9 申請からの流れ

【申請者】各高校等を通じて申請（3月25日まで）

↓

【市】交付決定（3月末日まで）、交付の可否決定通知（4月中旬頃）

↓

【交付決定者】補助対象となる支出が完了したら、「実績報告書」提出（支払いが確認できる領収書等の写し等添付）

↓

【市】「確定通知書」を交付

↓

【交付決定者】「補助金請求書」、「確認書兼同意書」の提出（確定通知書交付

から 20 日以内に)



【市】補助金交付（請求書を受け取って 30 日以内に、申請時に記載の口座へ振り込み）



【交付決定者】入学半年後時点の「在校証明等」の提出

10 奨学補助金の取消・返還等について

支給の決定後、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学補助金の交付の決定を取り消し、返還を求める場合があります。

- (1) 入学半年後に在学していないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金を交付することが不適當であると市長が認めるとき。

【問合せ先】

〒822-8501 直方市殿町 7 番 1 号 直方市総合政策部 企画経営課

TEL : 0949-25-2230 / FAX : 0949-24-3812

Mail:n-seisaku@city.nogata.fukuoka.jp